

# 事故が発生したら...

市民活動中に万が一、事故が起きてしまったら、事故日から**1か月以内**にかわさき市民活動センターへ電話（044-430-5566）等で御連絡ください。

その後、団体規約、団体名簿、団体代表者証明書等とともに事故通報書を御提出いただいたうえで、事故の状況や活動の内容を審査し、要件を満たしている場合は、補償金が支払われることになります。市民活動中の事故であったことを証明するために活動に関わる関係書類の提出をお願いすることがあります。

なお、手続きにかかる時間は、事故の内容によって異なります。また、交通事故の場合は、必ず警察に届け出てください。

事故発生の場合は、次のことを御連絡ください。

- 1 事故発生の日時
  - 2 事故発生の場所
  - 3 事故の原因・状況・傷害・物損の程度
  - 4 所属団体名・グループ名
  - 5 活動者の氏名・住所・電話番号・年齢・性別等  
(賠償責任事故の場合は、被害者の氏名等も御連絡ください。)
  - 6 その他、必要と思われる事項
- \* 物損事故の場合は、現場写真を2~3枚用意してください。

## 問い合わせ先

かわさき市民活動センター	TEL (代)044-430-5566
	FAX 044-430-5577
〒211-0004 川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12	
受付時間 9:00~21:00	
休館日 毎月第3月曜日(祝日の場合は翌日の火曜日)、年末年始	

川崎市役所 市民文化局 コミュニティ推進部			
市民活動推進課	044-200-2349	高津区役所	地域活動支援係 044-861-3144
川崎区役所	相談情報担当 044-201-3132	橋出張所	地域振興担当 (代)044-777-2355
大師支所	地域振興係 044-271-0137	宮前区役所	地域活動支援係 044-856-3135
田島支所	地域振興係 044-322-1968	向丘出張所	地域振興担当 (代)044-866-6461
幸区役所	相談情報担当 044-556-6608	多摩区役所	地域活動支援係 044-935-3133
日吉出張所	地域振興担当 (代)044-599-1121	生田出張所	地域振興担当 (代)044-712-3109
中原区役所	地域活動支援係 044-744-3159	麻生区役所	相談情報担当 044-965-5119
川崎市受付時間	平日の 8:30~12:00 13:00~17:00		

令和元年5月1日発行

# 令和元年度

## 川崎市市民活動 (ボランティア活動) 補償制度のご案内

### 市民活動を支援します

市民の皆さんが安心して市民活動に取り組めるよう、公益財団法人かわさき市民活動センターが受付窓口となっています。

事前の手続きは...

この制度は、対象者及び対象活動の事前登録を必要としません。  
活動内容が対象となるものかどうかは、状況等によって判断いたしますので、お問い合わせください。

川崎市

# 補償等の内容

## 対象となる方

川崎市内に在住、在勤又は在学の方を主体とした、市内に活動拠点のある団体及びその会員

## 対象となる活動

- ① 自主的に構成されたグループ又は地域住民組織が、
  - ② 無報酬で、(実費弁償的なものは問題ありません)
  - ③ 継続的・計画的に、
  - ④ 公益性のある、
- 次のような活動が市民活動(ボランティア活動)補償制度の対象となります(傷害事故における準備活動及び活動への往復の経路を含みます)。

## 対象となる市民活動の例

活動の種類	活動の内容
保健・福祉・環境などの活動	① 社会福祉施設等への援護活動 ② 高齢者・心身障害者(児)等への援護活動 ③ 清掃美化活動 ④ 資源回収・リサイクル活動 ⑤ 公共的団体が行なう募金活動 ⑥ 地域防災活動 ⑦ 交通安全活動 ⑧ 地域保健衛生活動
スポーツ・文化などの活動	① スポーツ活動の指導(危険度が高い運動を除く。) ② 文化活動の指導 ③ 生涯学習活動の指導 *但し、イベント等の参加者は除きます。参加者は別途、傷害保険等に加入することをお勧めします。
その他の地域活動	① 地域住民組織の運営 ② 地域施設の運営 ③ 地域会議等の運営

## 対象とならない主な活動

◎ 政治、宗教を目的とする活動	◎ 害虫・害獣駆除のために行う活動
◎ 海難・山岳救助のために行う活動	◎ 野焼き又は山焼きを行う活動
◎ 営利を目的とする活動	◎ 職場などで行事として行う活動
◎ 日本国外におけるすべての活動	◎ 趣味的・自助的な活動
◎ 職務遂行中や職業に従事しているときの活動	など

種類	賠償責任事故				傷害事故		
	市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、市民活動者が死亡・負傷した事故 (「急激」とは、原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいい、「偶然」とは、原因又は結果の発生が、対象者にとって予知できない状態をいい、「外来」とは、原因の発生が対象者の身体に内在するものではないことをいいます。)						
対象となる事故	【免責金額(自己負担額) 5,000円を越える部分について支払われます。】						
区分	身体賠償	財物賠償	保管物賠償	生産物賠償	死亡	後遺障害	入院・通院
補償額	最高 1名1億円 1事故5億円	最高 1,000万円	最高 500万円	身体賠償、財物賠償に同じ	500万円	最高 500万円	事故日から180日を対象とする 入院3,600円/日 (180日以内) 通院2,400円/日 (90日以内)
内容	他人の身体に損害を与えた場合	他人の財物に損害を与えた場合	他人からの預かり品や管理しているものを滅失・き損・汚損等により被害を与えた場合	製造した物又は提供された役務により身体賠償責任又は財物賠償責任が生じた場合	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に死亡した場合	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合	傷害事故を原因として入院又は通院を要することとなった場合 ただし、入院通院先によっては規定どおりの金額にならない場合がある
事故の例(※)	子ども会のハイキングで子どもたちを引率中、誤った道に誘導し、参加者を負傷させた。	配食サービスの活動中、誤って参加者に接触し、参加者の眼鏡を壊してしまった。	地域の文化祭を開催中、展示方法を誤ったため預かった出展作品が落ち、壊してしまった。	団体で用意した手作り弁当が原因で食中毒を起こした。	美化活動で清掃中、車にはねられて死亡した。	町内会の資源回収作業で空き缶をつぶしていたところ、誤って指を切断した。	福祉施設の慰問に自転車で向かう途中、転倒してけがをし、治療のため入院した。
対象とならない主な事故	※ 実際に生じた事故については、その都度具体的に判断を行いますので、「事故の例」に掲載されている事案が必ずしも補償の対象になるとは限りません。ご注意ください。				① 市民活動者の故意によるもの ② 地震・噴火・津波・洪水等の天災によるもの ③ 市民活動者が所有・使用・管理する車両によるもの ④ 施設の改築・修理等の工事による事故によるもの ⑤ 戦争・暴動によるもの ⑥ 原子力によるもの、など		
	① 市民活動者の故意によるもの ② 地震・噴火・津波・洪水等の天災によるもの ③ 市民活動者の脳疾患、心神喪失、疾病によるもの ④ 他覚症状のない、むち打ち症、腰痛によるもの ⑤ 市民活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの ⑥ 労災や公務災害補償の適用を受けるもの ⑦ 戦争・暴動によるもの ⑧ 熱中症、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒によるもの ⑨ 原子力によるもの、など						

☆詳しい補償内容については、お問い合わせください。

## よくある質問

- Q 町内会対抗の運動会への参加者が、リレーで走っているときに、転んでけがをした事故は対象となるか。  
A 参加者は対象外です。対象となるのは、運営を担っている役員など、市民活動を行っている方だけです。
- Q 市民活動中に、不審な人物がいたので、取り押さえようとして、格闘の末、けがをしたが対象となるか。  
A 対象となる事故は、活動者が事故を予測できず、避けられない、外部からの要因による事故です。この場合は、事前にけがをすることが予測できるため、対象外です。
- Q 送迎ボランティア活動中に、人身事故を起こした上に、自分もけがをしたが対象となるか。  
A 活動者が運転する車両の賠償責任事故は対象外です。車両運転中の事故で対象となるのは、活動者自身のけがだけです。

☆川崎市ホームページもご覧下さい。